

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 5 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 110 号

森林整備補助金交付規則の一部を改正する規則

森林整備補助金交付規則（昭和 48 年岩手県規則第 73 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義)	(定義)
第 2 条 [略]	第 2 条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。	4 この規則において「育成複層林整備」とは、次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) <u>人工林整理伐 天然更新を図り、針広混交林化又は広葉樹林化を促進することを目的として、別に定める齢級の人工林において行う抜き伐り（天然更新を促すため又は天然更新した下層木の生育を促すために障害となる林木の伐倒及び搬出集積をいう。）及び作業路の開設をいう。ただし、森林施業計画において、抜き伐りによって針広混交林又は広葉樹林に誘導する育成複層林施業を実施することが明記されており、かつ、高木となり得る樹種による天然更新が可能な森林において行うものに限る。</u>
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
(6) [略]	(6) [略]
(7) [略]	(7) [略]
(8) [略]	(8) [略]
5・6 [略]	5・6 [略]
7 「長期育成循環整備」とは、別に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。 <u>（公的森林整備推進事業にあっては、分収林方式によるものを除く。）</u>	7 <u>この規則において</u> 「長期育成循環整備」とは、別に定める長期育成循環施業の対象森林の要件を満たす森林において行う次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(6) [略]	(1)～(6) [略]
8～13 [略]	8～13 [略]
14 「森林居住環境整備事業」とは、別に定める条件をすべて満たし、かつ、知事が承認する森林居住環境整備事業計画に基づいて行う居住地森林環境整備であって次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。	14 <u>この規則において</u> 「森林居住環境整備事業」とは、 <u>知事又は市町村長が策定する里山エリア再生計画</u> に基づいて行う居住地森林環境整備であって次の各号に掲げるものをいい、その意義は、当該各号に定めるところによる。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]

<p>(4) 附帯施設整備 <u>居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備、防火施設整備として行う前生樹の伐倒及び搬出集積、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、^は播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の^{とうた}淘汰等の防火帯の整備並びに防火槽、用水路及び退避地の整備をいう。</u></p> <p>15・16 [略]</p>	<p>(4) 附帯施設整備 <u>次に掲げるものをいう。</u></p> <p>ア <u>居住地周辺の森林の多面的機能の保全を図ることを目的として行う標識類の整備、苗木置場、資機材置場等林内作業場の整備</u></p> <p>イ <u>防火施設整備として行う前生樹の伐倒、搬出集積及び除根、枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植付け、^は播種、施肥、雑草木の除去、倒木起こし、不用木の除去、不良木の^{とうた}淘汰等の防火帯の整備並びに防火槽、用水路及び退避地の整備</u></p> <p>ウ <u>健全な森林の造成及び保全を目的として、野生鳥獣による森林被害の防止及び野生鳥獣の移動の制限等を図るために行う防護柵、食害防止チューブ、忌避剤等の鳥獣害防止施設等の整備</u></p> <p>エ <u>居住地周辺の森林に侵入する竹の進入を防止するための障壁の埋設等の防竹帯の整備</u></p> <p>15・16 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の森林整備補助金交付規則の規定は、平成 18 年度分の補助金から適用する。